

第4次 夢育て・たちかわ子ども21プラン  
推進のための提言

2023(令和5)年3月

夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議



## 目次

はじめに	.....	1
提言にあたって	.....	2
1. 子どもの居場所づくり	.....	3
2. 子どもの健やかな育ち	.....	6
3. 子どもと子どもを育てる保護者への支援	.....	11
4. 子どもを育てやすい環境づくり、地域づくり	.....	13
5. 「子どもの権利に関する条例」の制定を	.....	14
(資料)		
第4期夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議 委員名簿	.....	15
第4期夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議 経過	.....	16
立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例	.....	17
おわりに	.....	19

## はじめに

第4次夢育て・たちかわ子ども21プランは2020(令和2)年3月に策定されました。この提言書を作成するにあたり策定当時とは変化したことがあります。

一つは2020年2月から始まったコロナ感染禍です。感染予防という言葉のもとに子どもたちの多くの権利が奪われてきました。感染禍が卒業や入学と重なった子ども委員からは「コロナの無い学校生活を知らないから比べることができないんです。」と、密な青春を過ごせなかった声も聞きました。社会の脆弱な部分を浮き彫りにしたコロナ感染はウイルスが次々と変異し、社会状況も変化する中で、子どもたちの生活と感染対策にどう折り合いをつけていくのかが課題です。

二つ目は「子どもは何歳まで?」という考え方です。18歳で選挙権を得ながらも不登校や引きこもりが社会の大きな課題となっている現在、「若者の進学・就労支援が必要であり、この計画でも補う必要があるのでは?」という意見がありました。しかし、国の法や制度の多くは18歳で区切られており、縦割り行政の中でどのような施策を展開していくのかは課題です。

三つ目は子ども施策を進めるにあたり新たな法的基盤ができたことです。2021(令和3)年に東京都の「こども基本条例」が、2022(令和4)年には国の「こども基本法」が制定され、2023(令和5)年4月にはこども家庭庁が発足します。これらを後ろ盾にし、生かした施策の進め方が必要です。

今期の推進会議はこのような社会的背景のなか、「子どもの声や意見表明を尊重する」を共通項に、4つのテーマに分かれて市の取り組みを検証しながら、現状の把握、課題抽出、プランの実現に必要な事柄についてグループワークを重ねてきました。子どもたちの意見が充分反映されるよう各グループに所属した子ども委員は、自分たちの言葉で起草文も書きました。

そんな子どもたちや子育て中の保護者、教育現場の先生方、市民として様々な立場で子どもに関わる老若男女の委員それぞれの想いが詰まった提言書です。この提言書が「子どもたちの笑顔があふれ歓声の聞こえるまち、立川」の創造へつながり、市民と行政、企業等の協働の形がさらに進んでいくことを願います。

2023年3月 夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議

会長 山中 ゆう子

## 提言にあたって

今期の推進会議では、「子どもの声や意見表明を尊重する」を共通するテーマとして、4つのテーマに分かれて、市の取り組みを検証しながら、現状の把握、課題抽出、プランの実現に必要な事柄についてグループワークを重ねてきた。グループの構成にあたっては、子どもの意見が反映されるよう、各グループに子ども委員がいるように配慮した。

共通する テーマ	4つのテーマ
子どもの声や意見表明を尊重する	①子どもの居場所づくり
	②子どもの健やかな育ち
	③子どもと子どもを育てる保護者への支援
	④子どもを育てやすい環境づくり、地域づくり

グループワークをもとに、第4次プランの推進に向けて推進会議として提言したい項目は次のとおりである。

## 【提言 1】子どもの居場所づくり

- ・拡充型放課後子ども教室における地域とのつながりの確保を
- ・プレーパーク、移動プレーパークの実施を
- ・トワイライトステイ・デイライトの取り組みを
- ・児童館にソーシャルワーク機能の拡充を
- ・学校内にホッとできる居場所を
- ・若者支援の充実を

○2007(平成 19)年度から始められた「立川市放課後子ども教室<sup>1</sup>」は、2022(令和4)年度から拡充型に順次移行し、地域の運営体制から事業者へと委託され、放課後の安心できる子どもの居場所が毎日(夏休みなども含む)確保できることになります。

今後は地域差がなくなり、関わる人々の負担も軽減されていくことでしょう。

子どもたちと地域の大人が知り合い、触れ合い、関わる機会であった良さや地域の特性が損なわれないように、地域の人たちと事業者の連携を取りながら進めていく必要があります。

○子どもにとって「遊ぶ」という行為は、心身の成長にとって欠かせないものです。「遊び」の中で失敗体験、成功体験などを繰り返し、脳の発達や体幹づくりにも有効であるといわれています。

しかし、現状は過度の早期教育などの習い事で子どもの 1 週間が埋まってしまうなど、「遊ぶ時間」がない、少子化で「遊ぶ仲間」がない、規制された公園で「遊ぶ空間」がない状態です。数十年前から言われてきた「3間の喪失」はさらに危機的な状態です。

---

<sup>1</sup> 放課後子ども教室:放課後や週末に小学校の校庭や教室等を活用して、地域のおとなの見守りのもとに子どもたちがスポーツや文化活動、地域の市民との交流活動などを行うもの。実施日や実施回数は、地域によって異なる。

日本冒険遊び場づくり協会の代表である関戸博樹さんは「冒険遊び場づくりの取り組みは、地域の中に『子どもの都合』を守れる空間を創り出し、そこに子どもを介して親や大人も集う文化を醸成します。場ができることや、人の流れができることで、子どもたちはそこで仲間を探し、遊びを生み出すことができるようになる。そして、自らと自らのもつ力に向き合いながら育っていくことができるようになるでしょう。」とプレーパーク<sup>2</sup>の活動を進めています。

子どもの育ちのために環境を整えることは、社会の重要な責務と考えます。子どもの遊ぶ権利を保障するために、プレーパークや移動プレーパーク<sup>3</sup>の取り組みが必要です。

○多様な家庭の形態があり、夜、一人で過ごす子どもや、家や学校に居場所の無い子どもたちが居る事がコロナ禍でも浮き彫りにされました。少年非行で指摘される深夜徘徊も、一人ぼっちの寂しさや家庭の問題と無縁ではありません。

夕方から午後9時頃まで、学生ボランティアや地域のおとなが小・中学生とかかわり、学習・夕食・遊び・入浴等を共にして、疑似家庭を体験するトワイライトステイや、日中、温かい食事とほっとできる場所を提供する「子ども食堂」のようなデイライトの取り組みがさらに求められます。

広い意味での「子どもの貧困」を解消するために、今ある資源を使い、地域で子どもの孤立を防ぐ、トワイライトステイやデイライトの取り組みを進め、支援していくことが必要です。

○立川市内に9館ある児童館は子どもたちにとって身近な居場所です。日曜開館や開館時間の延長などの工夫で中・高生も利用できる場所となっています。

困っている、悩んでいることをことばで上手く表せない子どもがいた場合、遊び方や日常の会話を通して職員が変化に気づき、寄り添うことができれば、課題が深刻化する前に関係機関につなげていくことができます。

家庭の貧困や虐待、学校に行かない、行けないなど子どもたちが抱える様々な課題に対応するためにもソーシャルワーク機能を担える職員の育成や福祉系の専門職の配置が必要です。

---

2 プレーパーク:「冒険遊び場」とも言う。子どもたちがどのような遊びでも自由にできるよう禁止事項をなくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」という考えに基づき、子どもたちの遊びへの欲求と好奇心を満たす場として、地域の市民によって運営されている。

3 移動式プレーパーク:さまざまな遊び道具を持っていき、地域の方とともに遊び場を作るプレーパークのひとつ。

○子どもたちが生活の中で多くの時間を過ごす学校にも、ホッとできる居場所が必要です。不登校の子ども、発達に凸凹がある子ども、学校には通っているが休み時間や放課後にクールダウンしたい子どもなど、様々な場面が考えられます。

現在、立川市では特別支援教室として小学校では「きらり」が、中学校では「プラス」が開設されています。また、中学校では不登校対策として教室以外の部屋を確保するなど工夫もされていますが、個々の状況は様々であり、課題を抱えた全ての子どものニーズに応えることは難しいと思われます。

例えば朝ご飯を取れない子どもたちに朝食提供ができる場、放課後に地域の方と交流ができる学校内カフェなどがあったらどうでしょうか？

学校がどんな子どもたちにも安心して過ごせる場所となるよう、学校内の資源や地域の方とのつながりを活用したホットとする居場所の工夫が今後も必要です。

○10代以降の若者の進学や就労支援、引きこもり等が大きな課題となっている現在、立川市では子ども・若者自立支援ネットワーク<sup>4</sup>や、定時制・通信制高校合同学校説明会<sup>5</sup>などを行っていますが、当事者の声を聴き新たな施策づくりに生かしていくことも必要です。

若者の市政への関心を広げ市政への参画を進めるために、議論する場をつくるなど、多様な手法で困難な状況を抱える若者の声も拾い上げ、若者支援の充実をはかる必要があります。



(グループワークの様子)

4 子ども・若者自立支援ネットワーク：社会生活を円滑に営むことの困難な子ども・若者（義務教育終了後の15歳から39歳まで）を行政、NPO、社会福祉法人等の機関、団体による自立支援のためのネットワーク。

5 定時制・通信制高校合同学校説明会：進路選択に困っている中学生とその保護者、不登校や中退となった高校生やその保護者を対象に自分に合った学校を見つけるために、多摩地域の定時制や通信制などの高校が参加して行う学校説明会。

## 【提言 2】子どもの健やかな育ち

- ・ SNS やホームページで気軽に相談できる仕組みを
- ・ スクールソーシャルワーカー拡充とヤングケアラーの認知度向上を
- ・ 乳幼児健診に専門医の配置を
- ・ 地域での子どもと大人が関わる場を
- ・ 子どもや若者にも使いやすい図書館を

○「立川市子どもの自己肯定感などに関する調査」の中で、相談機関などについての認識や意見の項目があります。

立川市の子どものための相談機関として利用したことがあるのはどれかという設問では「特に相談することがないから」がもっと多かった一方で、上位に「相談場所を知らない」「電話番号を知らない」という回答が多く見られました。

また、どんなところに相談するかの設問では、「どんな話でも聞いて受け止めてくれるところ」「秘密が守られるところ」が上位となっています。

現在、文部科学省のホームページや NPO の相談窓口などはありますが、身近で気軽に相談できる場所はそれほど多くありません。多くの子どもがかけるチャイルドラインはつながるまでに時間がかかることもあります。子どもの相談は、必要とされるときに適切にアクセスできなければなりません。

そのためには、市内の各学校に子どもにとって身近な SNS による相談窓口の設置が求められます。学校から紹介された URL や配布された SNS カードの QR コードを読み取り、LINE に友だち登録をすると相談できる仕組みを作つてはどうでしょうか。もちろん、ご本人からの希望や同意がない限り、相談内容は誰にも伝えないことは、カードに記載します。相談期間や時間などもカードに記載します。GIGA 端末から相談できるようにすれば、多くの子どもたちがアクセスしやすくなります。

ただし、リアルの場も必要です。前述の調査では「人間関係で悩んでいる」、「悩みなど簡単に言えるスペースがほしい」など、子どもが悩みを言葉にし、それを受け止めてくれる場の必要性も伝わってきます。そこで、最も身近で気軽に相談できるオンラインと対面の場所の設置を提言します。

○子どもたちが抱える問題は子ども本人・保護者に対する働きかけだけでは問題の解決が難しいことがあります。

日頃から子どもと接する時間が長い学校は、子どもたちの置かれた状況や変化に気づきやすく、また、本人たちも相談しやすい場合が多いです。「立川市子どもの自己肯定感などに関する調査」において「信頼できる人」は、学校関係者が小5で58%、中2で34%と多く挙げられています。

学校関係者のうち、スクールソーシャルワーカー(SSW)<sup>1</sup>はいじめや貧困、虐待、ヤングケアラー<sup>2</sup>など、地域の資源や連携によって教育(教職員)と違った視点で子どもたちを支援し、学校の視点も取り入れた環境を調整することが可能であるため、問題が認知された際は SSW につなぐことが要請されています。

現在、立川市では派遣型の SSW ですが、より現場の状況を踏まえた具体的な助言が可能となる定期巡回にすることを提言します。それにより、子どもたちの抱える問題をすばやく把握できるようになり、SSW の周知が進むことが期待できます。

○ヤングケアラーは、自分から家族のことやお世話の悩みを誰かに相談することは少ないと考えられます。相談体制の整備が喫緊の課題ですが、上記のとおり学校が最初の窓口になることも想定されるため、学校関係者のヤングケアラーに対する更なる認知と理解が必要とされます。

「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン 市民意向調査 報告書」によると、小5・中2・高2世代の8割が家庭において何らかの手伝いをしていました。そのうち、手伝いの時間が7時間以上と答えた子どもも�数名います(小5:2名、中2:0名、高2:1名)。また、アルバイト経験があると回答した高校2年生世代のうち、「収入すべて、あるいは一部を家計にいれた」と回答したのは17.9%、「学費の足しにした」のは10.7%でした。

ヤングケアラーについては、現在マスメディア等を通じて啓発が行われてはいますが、その認知度は高い状況とは言えません。

そこで、子どもの健全育成に関わる学校、地域社会、行政において、認知度を高める取り組みが求められます。例えば、学校においては教職員の研修、児童・生徒

---

1 スクールソーシャルワーカー(SSW):いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童・生徒を支援する専門職。

2 ヤングケアラー:本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出る可能性がある。

への授業、PTAによる研修、地域社会においては、青少年健全育成地区委員会<sup>3</sup>や自治会、行政においては、家庭教育講座や民生委員等を通じて、より多くの方がヤングケアラーについて知ることにつながります。

ヤングケアラーにとってわかりやすい相談窓口や、ヤングケアラー同士の交流の場も必要です。

○近年、SNSには、子育てや子どもの発達についての情報があふれています。真偽が不確かな情報を見て不安ななか、子育てをしている親は多いと思います。特に、3歳児健診の個別健診では問題が指摘されない子どもの中にも、待っている間の集団のなかでは、落ち着かないなど、専門医師がみれば気が付くケースがありそうです。早期発見をして孤立した子育てにならないように、乳幼児健診で子どもが集団でいる場面に専門医を配置し、専門医療や福祉等につながりやすくするしくみが求められます。

○近年、子ども会に入会する児童の数は減少傾向にあり、今まで子ども会としての活動が担ってきた、地域での異なる世代の子ども同士、そして大人たちとのかかわりは少なくなっています。「立川市子どもの自己肯定感などに関する調査」の自由記述欄では、親や家族についての記述では、小学5年生からは「家族が嫌い」、中学2年生からは「家が嫌い」「親が自分の趣味に関心を持ってくれない、もっと一緒に話したい」などがあり、家での居場所に悩んでいる子どもたちがいることがわかりました。また、公共施設や世の中のことについての記述では、小学5年生からは「大人の人も子どももみんなが安心出来るスペース、地域の人が顔を見合わせて仲良くできる時間」「みんなが協力し合う」、中学2年生からは「困っている子どもたちに大人が手を差し伸べるようにする」「自分の悩みを聞いてくれる環境がもっと欲しい」「子どもの活躍する機会を増やす」などがあり、地域の人たちとのかかわりの機会やそれらの活動を通して相談仲間となるような人の存在を求める声がありました。

今まで子ども会に入会していれば、自然と同じ地域に住む他学年の子ども同士や大人とのかかわりは確保されてきましたが、入会する家庭は減少し、なかなか世代を越えたつながりを作ることは難しくなっています。そこで、子どもたちが子ども会などに参加していくなくても自ら参加したくなるような、地域の大人や異なる世代の子ども同士での活動があれば、子どもの健やかな育ちにつながると考えられます。そのためには、次のことが満たされる必要があると考えます。

---

3 青少年健全地区委員会:子どもを取り巻く地域のすべての団体の連合組織で、立川市内では12の地区に分けて結成されている。

- 親を通した申し込みではなく、自分で参加する仕組み→家の居場所に困っている子どもは親に申し込みなどをしてもらうことはできないだろうから。
- 子どもたちが参加したいと思えるもの(あくまで遊びであっていい 例:町内宝探し)→子どもたちが集まりかかわりを築くことが目的であり、楽しいと思えるものでないと子どもたちは来なくなるから。
- 単発ではなく継続的に活動を行うこと→子どもたちが相談できるような関係を築くためには単発の活動では不十分だから。
- 相談を受けた側は解決に向かうように動くこと→この提言で述べている活動は、子どもたちが気軽に相談できる関係づくりであり、解決へつなげていくためには適切な機関への相談などが大切であると考えるから。
- 参加する子どもたちがゆくゆくは自分たちで企画し実行できる→かかわりの場であると同時に、活躍の機会となり自信につなげるため。

市からはこれらの活動を行うにあたり、活動費など資金面での援助が必要だと考えます。

最後に、今まで子どもたちの親世代がこのような活動を行っていましたが、近年はそのような余裕を持っている家庭は少なくなっています。そこで、中高生や子育てを終えた世代、地域に暮らす高齢者の方々で作りあげていく必要があるでしょう。地域の中で子どもを見守ってくれる、なんとなく知っていて、ぽろっと悩みを相談できるような顔見知り、そんな大人やお兄さんお姉さんたちとのかかわりが子どもたちの新しい居場所となり、健やかな育ちにつながります。

○「立川市子どもの自己肯定感などに関する調査」では、「あなたがホッとでき、安心していられる場所はどこか」という問い合わせに対し、「学校の図書室」と回答したのは小学5年生400名(33%)、中学2年生では117名(11.5%)であり、「図書館・地域学習館」と回答したのは小学校5年生240名(20%)、中学2年生119名(11.7%)でした。

図書室や図書館は、子どもが安心していられる場としても重要です。ここでは、図書館を例に子どもがゆっくりと本を読める環境を提言します。子どもが本をゆっくりと読める環境を作るには、子どもの本のフロアの席数を増やして混雑具合を気にせずに本を読むことが必要です。また、子どもが幼い場合、一緒に来た親が子どもを見守りながら本を読めるような高めの椅子も用意することが望ましいと考えます。

一方、子どもにとって、読みたい本がなかった際に予約をするハードルは高い可能性があります。そこで、「一緒に予約をしてみよう!」といったイベントを実施したり、SNSを使って予約をできるよう子どもでも気軽に予約ができるような取り組みが求められます。その他、子どもの本の在庫を増やし、読みたいときにすぐに手

に取れるようにすること、子どもが普段使う場所の近くに図書館の本を返せるブックポストの設置場所を増やすこと、調査のために夏休みの宿題などを図書館でする際に、調べ物ができるように子どもでも使えるような扱いやすいパソコンを置くと子どもが足を運びやすくなることが期待できます。

図書館は、子どもから大人まで幅広い世代の人が集う場所です。図書館だからと子どもたちに静かにすることを当然とするのではなく、大人も含めそのフロアの利用者が心にゆとりをもって過ごすことができる空間づくりがこれからの図書館に求められます。

最後に、2021(令和3)年には「たちかわ電子図書館<sup>4</sup>」が開始されたので、スマートフォン等の電子機器を持っている子どもや若者へPRをしたり、子どもや若者が読みたくなるような本の蔵書数を増やすなど、もっと図書館に興味を持てるような働きかけを要望します。



(グループワークの様子)



4 たちかわ電子図書館: 2021(令和3)年から開始した電子図書館サービス。

### 【提言 3】 子どもと子どもを育てる保護者への支援

- ・すべての子どもと保護者が安心して子育てをできる場所へ
- ・保育・幼児教育を多摩地区で一番充実した自治体へ
- ・どんな家庭でも支援が受けられる体制づくり

○現代の女性は、妊娠をした時点で急に母親として様々なことを学ばなければなりません。もちろん、パートナーの男性にとっても同様です。そして、どの保護者も恵まれた環境にあるわけではなく、どんな環境でも不安なく出産ができるようなケアが必要だと考えます。また、出産後に抱えるさまざまな不安で押しつぶされそうになります。ぜひ、どんな状況でも保護者が安心して、妊娠・出産・子育てが出来るように相談機関等、継続的に切れ目のない支援につながる気軽に相談できる場の充実が求められます。出生後に病気や障害の可能性が判明した場合も、健診の際の丁寧な対応や配慮をし、全ての保護者が安心して子育てができるような優しい自治体であることを望みます。

○全国的に待機児が落ち着き、保護者が保育所や幼稚園等を選択できるようになってきました。全ての保護者が自由に選べるようにはなっていませんが、10年前と比べると雲泥の差があり、量的には充実してきています。しかし、より質の高い保育・幼児教育を行うには保育士や幼稚園教諭 1人あたりの子ど�数が多すぎます。4・5歳児の現在の国の配置基準は 30 対 1 であり、1948(昭和 23)年以降変更されていません。ぜひ、多摩地域の先駆けとして、例えば 4・5歳児で 20 対 1 など、よりゆとりのある市独自の配置基準の検討を望みます。

○現在、発達の凸凹がある子どもや、医療的ケア<sup>1</sup>の必要な子どもが人員不足や職員の経験不足などにより保育所や幼稚園に入ることが難しい場合があります。医療的ケアの必要な子どものためには、発達支援事業とは違い、ハブのような保育所と病院の中間施設が必要だと考えます。その施設は医療的ケアの必要な子どもが希望する保育所などへ円滑に入所できるよう、短期間過ごすことを想定しています。保育所に似た環境で医療従事者が常駐し、希望する保育所などの保育士や

1 医療的ケア:人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引や経管栄養などの医療行為をいう。

看護師がその子に必要なケアの研修を受けることで保育所などが安心して子どもを受け入れることが期待できます。その施設で過ごす間に保護者は、短時間でも仕事につくことができます。その結果、子どもも保護者も保育所なども無理なく新しい環境に慣れていきます。保育所などに入所後、もし急な体調の変化があっても、担当の医療従事者に連絡を取り、対応を確認することができます。また、その施設が発達の凸凹がある子どもも利用できるとより充実したものになると考えられます。

○子育て支援が本当に必要な人は、自分でも気が付いていなかったり、誰に相談したらよいのかも知らなかったりするのではないでしょか。相談を待つのではなく、積極的にかかわりを持ち、必要とする人を見つけ出す、「アウトリーチ型」の支援も必要となります。そのためには、支援の度合いにかかわらず、みんなが気軽に相談できる機関や場が求められます。また、当事者同士のエンパワメント<sup>2</sup>の機会も求められています。子どもの生まれ月が同じ親子が集う集会など、同じ境遇にある親同士がつながれる場などが考えられます。



(グループワークの様子)

---

2 エンパワメント:その人がもともと持っている力を引き出すこと、自信をつけること。

#### 【提言 4】 子どもを育てやすい環境づくり、地域づくり

- ・「縁」をつなぐ人があちこちにいる環境や仕組みを求めます
- ・それぞれの場で「縁」を深める(「なじみ」を創る)ことができる  
仕組みを作ってください

○近頃は家の近くに公園があっても、これまで聞こえていた子どもの声が聞こえなくなりました。また、学校などでも先生といった子どもたちを見守って育ててくれる大人、頼ることのできる人々が子どもの立場からも減ってきてていると考えられます。特にここ数年は、コロナなどの影響もあり、つながりがさらに失われつつあるように見受けられます。子どもの立場から、将来、子どもを育てる立場になることを考えたときに、そのような環境では安全安心に子どもを育てることは難しいのではないかでしょうか。安全安心の確保のためには「縁」という言葉がキーワードになると考えています。「縁」とはゆるやかなつながりあいを意味します。

○立川市内にある図書館や、学校、学校の図書室や児童館、学習館、学習等供用施設、拡充型放課後子ども教室など公共施設のあり方や役割、仕様書などを見直し、地域交流がより生まれる場所に位置づけていくことを提言します。また、「青少年の健全育成を大人たちだけで進めていくのではなく、子どもたちとともに行動し、考えていくことも大事にしたい」との思いで策定した、立川市青少年健全育成市民行動方針の大幅な見直しも求められます。これから立川市には、わいわいがやがやといった多世代の人がつながりあい、支えあえる場が市内のあらゆるところに必要です。行政だけでなく、企業・市民全体で担える仕組みをそれぞれが工夫し、ゆるやかなつながりあいが市内のあらゆるところで起こっていく仕組みづくりの構築が求められます。

○子どもを育てやすい環境づくり、地域づくりにあたっては、「場」ができるだけではなく、お互いのことを尊敬しあいながら「縁」を深めていくことができる環境が必要です。具体的には、ゆるやかなコミュニケーションの促進を担う人の存在が求められます。合わせて、青少年健全育成活動の今後のあり方について考えていく必要があると思われます。

## 【提言 5】

- ・「子どもの権利に関する条例」の制定を

○立川市の子どもの総合計画「夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」は 2005(平成 17)年度に市民参画で策定され、計画の理念である「子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに」の実現に向け、行政と市民で協働しながら取り組んできました。

基本的な視点として「子どもの現実を受けとめ、その思いや願いを生かして子どもの権利を尊重する視点」があり、「子どもの権利の尊重」がうたわれていますが、具体的な「子どもの権利条例」の制定は実現していません。

日本は、1994(平成6)年に子どもの権利条約を批准しました。しかし、現在、いじめ・虐待・不登校・子どもの自殺等、子どもが安心して暮らせる社会とは言えないのが現状です。

「立川市子どもの自己肯定感などに関する調査」の自由記述にも「安心して相談できるところが無い」「子どもの権利をもっと多くの人に知ってもらいたい」という声がありました。

子どもの権利を守るためにには、子どもの権利とは何か、どのようなものがあるのか、子どもを含むすべての人が知る必要があります。

また、子どもの権利が侵害されたときは、迅速に救済・回復される必要があります。子どもの権利の救済・回復は、公的第三者機関(子どもオンブズパーソン<sup>1</sup>)を置くなど、法的根拠をもって行う必要があると考えます。

2021(令和3)年度ようやく東京都で「東京都こども基本条例」ができ、2022(令和4)年度には国の「こども基本法」が制定されました。今こそ、身近な自治体である立川市にも「子どもの権利」を明文化した条例が必要です。

子どもの最善の利益を守る施策を進め、継続して行くためには予算の確保が必須であり、そのためにも条例の制定に向けていちはやく取り組むことが必要です。

---

1 子どもオンブズパーソン:子どもの権利が守られているかを行政から独立した立場で監視し、調査や勧告する権限を持つ機関。国内では、兵庫県川西市で 1998(平成 10)年に初めて設置された。

## 第4期夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議委員名簿

任期:2021(令和3)年10月26日~2023(令和5)年10月25日

委員名	フリガナ	区分	備考
段城 孝彦	ダンジョウ タカヒコ	(1)子どもの保護者	
原 由希	ハラ ユキ		(~2022(令和4)年7月13日)
横内 幸子	ヨコウチ サチコ		(2022(令和4)年12月14日~)
井村 良英	イムラ ヨシヒデ	(2)子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者	認定特定非営利活動法人 育て上げネット 執行役員
小畠 くるみ	オバタ クルミ		立川市法人立保育園園長会 けやき台さくら 保育園園長
唐龜 康司	カラカメ ヤスシ		立川市立中学校長会 立川第四中学校校長 (~2022(令和4)年3月31日)
千頭和 正巳	チヅワ マサミ		立川市立中学校長会 立川第八中学校校長 (2022(令和4)年4月1日~)
畔田 世紀子	クロダ セキコ		立川市私立幼稚園協会 立川幼稚園園長
黒田 淑美	クロダ トシミ		家庭的保育事業 くろだ保育室
佐藤 邦彦	サトウ クニヒコ		立川市立小学校長会 柏小学校校長 (~2022(令和4)年3月31日)
田中 光晴	タナカ ミツハル		立川市立小学校長会 第一小学校校長 (2022(令和4)年4月1日~)
田口 美幸	タグチ ミユキ		社会福祉法人 立川市社会福祉協議会
安部 芳絵	アベ ヨシエ	(3)子ども・子育て支援に 関し学識経験のある者	工学院大学准教授
平野 静香	ヒラノ シズカ		医療法人社団さいわいこどもクリニック院長
米原 立将	ヨネハラ タツマサ		流通経済大学准教授
小松 佳世子	コマツ カヨコ	(4)子ども・子育て支援に関する市民団体等の代表者	立川市手をつなぐ親の会 副会長
坂下 香澄	サカシタ カスミ		チャイルドラインたちかわ 副代表
園田 智恵	ソノダ チエ		たまがわ・みらいパーク企画運営委員会
矢島 重治	ヤジマ シゲハル		青少年健全育成地区委員長連絡会 (~2022(令和4)年3月31日)
佐藤 米子	サトウ ヨネコ		青少年健全育成地区委員長連絡会 (2022(令和4)年4月1日~)
山中 ゆう子	ヤマナカ ユウコ		子育て・いれかわりたちかわり実行委員会
栗原 一雄	クリハラ カズオ	(5)市内の事業主を代表する者	立川市商店街振興組合連合会 常任理事
伊東 祐也	イトウ ユウヤ	(6)市内の労働者を代表する者	連合三多摩・多摩中央地区協議会
鈴木 正明	スズキ マサアキ	(7)公募市民	
筒井 夢人	ツツイ ユメト		(~2022(令和4)年11月24日)
松本 零	マツモト レイ		
千葉 優和子	チバ ユカコ		(2022(令和4)年12月14日~)

委員名	フリガナ	区分	備考
石田 千絵	イシダ チヒロ	(7)公募市民(子ども)	高校生
伊藤 梓	イトウ アズサ		高校生
大河原 凜臥	オオカワラ オウガ		中学生
葛野 智哉	クズノ トモヤ		高校生
松村 咲	マツムラ サキ		中学生

(区分順、五十音順、敬称略)

(肩書等は 2023(令和5)年3月1日現在)

## 第4期夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議 議事内容

年度	回数	開催日	主な内容
2021 (令和3)	第1回	10月26日	・委員の任命 ・会長・副会長選任 ・委員自己紹介 ・任期中の取り組みについて
	第2回	12月21日	・子どもの権利に関する委員向け研修 「子どもの声からまちをつくる ～子どもの権利条約を活かすはじめの一歩～」
	第1回 企画部会	1月25日	・次年度の推進会議の進め方について ・立川市子どもの自己肯定感などに関する調査報告書について
	第3回	3月7日	・立川市子どもの自己肯定感などに関する調査報告書の報告について
2022 (令和4)	第4回	5月12日	・立川市子どもの自己肯定感などに関する調査報告書の報告について ・今年度の推進会議のスケジュールについて ・「こどもとおとなのはなし会 in 市議会議場」の実施について
	第2回 企画部会	6月10日	・推進会議でのグループワークの進め方について ・立川市子どもの自己肯定感などに関する調査報告書(概要版)について
	第5回	7月13日	・立川市子どもの自己肯定感などに関する調査報告書(概要版)について ・提言書に向けたグループワークについて
	第6回	9月22日	・「こどもとおとなのはなし会 in 市議会議場」の報告について ・提言書に向けたグループワークについて
	第7回	10月26日	・提言書に向けたグループワークについて
	第8回	12月14日	・「第4次夢育て・たちかわ子ども21プランの推進のために」提言書作成について
	第9回	3月1日	・立川市保育園における医療的ケアの実施に関するガイドライン (案)について ・提言書(案)について

○立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例

平成27年7月1日条例第37号

立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例

(設置)

**第1条** 夢育て・たちかわ子ども21プランを推進し、もって子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちづくりに寄与するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

**第2条** この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事項)

**第3条** 会議は、次の各号に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

**第4条** 会議は、委員27人以内をもって組織する。

(委員)

**第5条** 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者 2人以内
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者 7人以内
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 3人以内
- (4) 子ども・子育て支援に関する市民団体等の代表者 5人以内
- (5) 市内の事業主を代表する者 1人
- (6) 市内の労働者を代表する者 1人
- (7) 公募市民 8人以内

2 前項第7号に掲げる委員のうち、5人以内において子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。）の委員を置くことができる。この場合において、子どもの委員は、専ら法第77条第1項第3号及び第4号に掲げる事項について意見を述べることができる。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第8条** 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

**第9条** 会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。

3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選により定める。

(委任)

**第10条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

## おわりに～子どもの立場から～

今このように、子ども委員として会議に参加させていただけていること、市が子どもの意見を会議への参加という形で取り入れていることをうれしく思うとともに感謝しています。

私は、子ども委員としてこの提言書の作成に関わってきましたが、それはあくまで子どもの立場である私の意見であって、子どもたちの思いでは決してないと思います。

様々な立場に置かれている子どもたちがいて、それぞれが異なる思いを持っています。そのような子どもたちの声を聞くことが大切なだと感じています。

子ども委員 伊藤 梓

子どもの権利条約という条約があることを、私は夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議に参加して初めて知りました。私はその条約を知る前は、子どもが言ったことが子どもの言うことだから、と真面目に大人に聞いてもらえないことがあるということを知ってはいましたが、仕方のないことだと諦めていました。

ですが、この条約で意見を表す権利(自分に関係のあることについて自由に意見を表す権利)が保障されているのを知って衝撃を受けました。そして同時に、今まで仕方のないことだと私と同じように思っていた人はたくさんいると思うので、そんな人たちにこの条約を知ってもらいたいなど強く思いました。

そして、子どもの権利が保障されることが当たり前の社会にしていきたい。そのためには一人一人「仕方がない」と諦めないそれが一番大切なことだと思います。

子ども委員 松村 咲

子ども委員として、大人の皆様と意見を述べあえる貴重な体験をすることが出来たことに、感謝とともに嬉しく思います。

私は、この会議を通して自分の知っていることよりも、とても多くの課題や問題があったことに驚かされました。

その課題や問題を減らすためには、大人が子どもの意見を対等に聞いてあげるということを、徹底していくべきだと思います。

少しでも早く、子どもたちが快適に暮らすことの出来るまちを、実現して欲しいと思います。

子ども委員 葛野 智哉



## 第4次 夢育て・たちかわ子ども 21 プラン

### 推進のための提言

---

2023(令和5)年3月発行

編集 夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議

発行 立川市子ども家庭部子育て推進課

〒190-8666 東京都立川市泉町1156-9

TEL 042-523-2111

FAX 042-528-4356

E-mail [kosodatesuishin@city.tachikawa.lg.jp](mailto:kosodatesuishin@city.tachikawa.lg.jp)

---